

## 今治広域都市計画地区計画の変更（今治市決定）

都市計画日高地区（小泉）地区計画を次のように決定する。

	名 称	日高地区（小泉）地区計画
	位 置	今治市小泉1丁目、2丁目、3丁目の各一部
	面 積	約14.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、今治市中心市街地の西南約3kmに位置しており、良好な住宅地の供給を図るため、道路、公園等の都市施設の整備と建築物の規制・誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の誘導を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	用途は、戸建住宅を主体とした街区とし、既存の住宅と新しい住宅とが調和した、良好な住宅街区としての土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路を適正に配置し、また地区内には街区公園を適正に配置する。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地利用方針に基づいて建築物の誘導を図り、良好な住宅地環境の形成を図る。</li> <li>2. かき、柵の構造等の規制により、緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。</li> </ol>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		1. 道路 区画道路 幅員6m 延長計 約1,430m 区画道路 幅員4m 延長計 約2,470m
	地区の区分	区分の名称	専用住宅地区
		区分の面積	約14.1ha
	建築物に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	壁面の位置の制限 建築物の壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線を除く敷地境界線までの距離の最低限度は0.5mとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又は柵は、生垣あるいはネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 高さが1.5m以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2.0m以下のもの	
備 考			

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

#### 理 由

当地区は、今治市中心市街地の西南約3kmに位置しており良好な住宅地の供給を図るため、道路、公園等の都市施設の整備と建築物の規制・誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の誘導を図る方策として「日高地区（小泉）地区計画」を行うものである。